

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定)の一部改正	(農林水産経営支援課)	一
○保安林及び保安施設地区に係る皆伐面積の残存許容限度	(森林整備課)	一
○都市計画決定の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	二
○都市計画変更の図書の写しの縦覧(三件)	(同)	二
○土地区画整理事業の換地処分届出	(同)	三
○宮城県米山高専学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託	(教育庁高校教育課)	三
○宮城県加美農業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託(二件)	(同)	三
○海洋総合実習船宮城丸の漁獲物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託	(同)	三
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(大河原地方振興事務所)	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(情報システム課)	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定(九件)	(震災廃棄物対策課)	六
○公安委員会		
○自転車防犯登録を行う指定団体の名称変更		九

告 示

○宮城県告示第五百一号
平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定)の一部を次のように改正し、平成二十四年六月一日から施行する。
平成二十四年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

法第二百二十五条の二に掲げる漁業(特定かき養殖業)の表宮城県第八十二加入区の項区域の欄中「岩浜」を「岩浜、岩浜」に改め、同表宮城県第八十三加入区の項を削り、同表宮城県第八十四加入区の項区域の欄中「岬、岬」を「岩浜」に改め、同表宮城県第八十五加入区の項から同表宮城県第八十八加入区の項までを削る。

○宮城県告示第五百三号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成二十四年度における保安林及び保安施設地区の皆伐による立木の伐採について、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐の残存許容限度を次のとおり公表する。
平成二十四年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

保安林の種類 同一の単位とされる 皆伐面積の限度(ヘクタール)

保安林の種類

水源かん養保安林

本吉地区

三八三・二三

北上川下流

三六六・三六

石巻地区

三四七・二〇

迫川地区

一、〇七五・一八

江合川上流

七二五・八六

鳴瀬川上流

一、二五八・九三

江合川下流

〇・八四

鳴瀬川下流

〇・八四

黒川地区

一九七・九三

仙台地区

一、三三八・六六

白石地区

一、五四八・九七

本吉地区

二四・八六

北上川下流

七・六六

石巻地区

二二・七八

迫川地区

七八・二九

土砂流出防備保安林

<p>魚つき保安林</p> <p>南三陸町 女川町 東松島市 気仙沼市 石巻市</p> <p>〇・九〇 〇・九〇 〇・四二 二・五五 一六・九六</p>	<p>干害防備保安林</p> <p>南三陸町 女川町 加美町 大郷町 大和町 丸森町 柴田町 七ヶ宿町 大崎市 東松島市 栗原市 登米市 角田市 白石市 気仙沼市 石巻市 仙台市 川崎町 蔵王町 白石地区 仙台地区 黒川地区 鳴瀬川下流 江合川上流 鳴瀬川上流 江合川上流</p> <p>〇・七六 一六・七六 六・七二 〇・三〇 三・六〇 二・七二 〇・九八 五・一四 五七・五四 四・三四 二・九〇 一〇・〇〇 二・〇八 三・三〇 二四・一四 二二・五三 五・一八 〇・二二 〇・四六 一九五・五七 六〇・二二 二六・四八 一一・九八 二四四・五七 一八二・三三</p>	<p>防風保安林</p> <p>〇・四六</p>
<p>一 都市計画の種類 仙塩広域都市計画高度地区</p> <p>二 縦覧場所</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>	<p>一 都市計画の種類 仙塩広域都市計画用途地域</p> <p>二 縦覧場所 宮城県庁(土木部都市計画課)</p> <p>〇宮城県告示第五百六号 仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。 平成二十四年六月一日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>	<p>保健保安林</p> <p>〇宮城県告示第五百四号 仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。 平成二十四年六月一日</p> <p>一 都市計画の種類及び名称 1 種類 仙塩広域都市計画地区計画 2 名称 荒井東地区計画</p> <p>二 縦覧場所 宮城県庁(土木部都市計画課)</p> <p>〇宮城県告示第五百五号 仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。 平成二十四年六月一日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第五百七号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十四年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画防火地域及び準防火地域地区

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第五百八号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。
平成二十四年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 土地区画整理事業の名称

塩釜海辺の賑わい地区土地区画整理事業

二 施行者の名称

塩竈市

三 事務所所在地

塩竈市旭町一番一号

四 換地処分の年月日

平成二十四年三月二十一日

○宮城県告示第五百九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、宮城県米山高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十四年四月一日次のとおり委託した。
平成二十四年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

登米市米山町西野字新遠田六十七番地

株式会社Y・Y

二 委託期間

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

○宮城県告示第五百十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、宮城県加美農業高等学校の農産物の仙台市中央卸売市場食肉市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十四年四月一日次のとおり委託した。
平成二十四年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市宮城野区扇町六丁目三番六号

仙台中央食肉卸売市場株式会社

加美郡色麻町四電字柵木町十四番地の一

加美よつば農業協同組合

二 委託期間

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

○宮城県告示第五百十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、宮城県加美農業高等学校の農産物の株式会社宮城県食肉流通公社及びびみやぎ総合畜産市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十四年四月一日次のとおり委託した。
平成二十四年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号

全国農業協同組合連合会宮城県本部

加美郡色麻町四電字柵木町十四番地の一

加美よつば農業協同組合

二 委託期間

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

○宮城県告示第五百十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、海洋総合実習船宮城丸の漁獲物の地方卸売市場気仙沼市魚市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十四年五月二十三日次のとおり委託した。
平成二十四年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

宮城県気仙沼市魚市場前八番二十五号 気仙沼漁業協同組合

二 委託期間

平成二十四年五月二十三日から平成二十五年三月三十一日まで

○宮城県告示第五百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、柴田町土地改良区
 役員就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十四年六月一日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 谷 関 邦 康

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十四年五月二十三日	平間 正市	柴田郡柴田町大字成田字杉ノ内十一番地	理事
平成二十四年五月二十三日	根元 誓夫	柴田郡柴田町大字中名生字登夫二百三十七番地	理事
平成二十四年五月二十三日	庄子 敏雄	柴田郡大河原町大字下欠二十番地	理事
平成二十四年五月二十三日	大沼 喜昭	柴田郡柴田町大字船迫字土平二十六番地	理事
平成二十四年五月二十三日	関 重吉	柴田郡柴田町大字葉坂字寺前七十七番地	理事
平成二十四年五月二十三日	加藤 一郎	柴田郡柴田町大字上川名字館山四十四番地	理事
平成二十四年五月二十三日	加納 厚志	柴田郡柴田町大字槻木字館前百一十一番地	理事
平成二十四年五月二十三日	日下 啓一	柴田郡柴田町船岡中央一丁目六番十八号	理事
平成二十四年五月二十三日	加茂 力男	柴田郡柴田町大字下名生字大畑脇七十八番地	理事
平成二十四年五月二十三日	齋藤 一郎	柴田郡柴田町大字四日市場字炭釜百七十三番地	理事
平成二十四年五月二十三日	大平 良夫	角田市小坂字西迎五十二番地	理事
平成二十四年五月二十三日	松田 善一郎	柴田郡柴田町槻木下町三丁目一番四号	理事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十四年五月二十三日	阿部 誠悦	柴田郡柴田町大字入間田字関本十五番地	理事
平成二十四年五月二十三日	浅野 昭治	柴田郡柴田町大字船岡字砂田六十二番地一	監事
平成二十四年五月二十三日	佐藤 利夫	柴田郡柴田町大字上川名字江坪十四番地	監事
平成二十四年五月二十三日	岡崎 静夫	柴田郡柴田町大字入間田字三本木百四十六番地	監事

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十四年五月二十二日	平間 明夫	柴田郡柴田町大字成田字内越五十五番地	理事
平成二十四年五月二十二日	根元 誓夫	柴田郡柴田町大字中名生字登夫二百三十七番地	理事
平成二十四年五月二十二日	一條 清次	柴田郡大河原町字中島町七番地五	理事
平成二十四年五月二十二日	大沼 喜昭	柴田郡柴田町大字船迫字土平二十六番地	理事
平成二十四年五月二十二日	関 重吉	柴田郡柴田町大字葉坂字寺前七十七番地	理事
平成二十四年五月二十二日	加藤 一郎	柴田郡柴田町大字上川名字館山四十四番地	理事
平成二十四年五月二十二日	加納 厚志	柴田郡柴田町大字槻木字館前百一十一番地	理事
平成二十四年五月二十二日	日下 啓一	柴田郡柴田町船岡中央一丁目六番十八号	理事
平成二十四年五月二十二日	加茂 力男	柴田郡柴田町大字下名生字大畑脇七十八番地	理事
平成二十四年五月二十二日	齋藤 一郎	柴田郡柴田町大字四日市場字炭釜百七十三番地	理事
平成二十四年五月二十二日	大平 良夫	角田市小坂字西迎五十二番地	理事
平成二十四年五月二十二日	松田 善一郎	柴田郡柴田町槻木下町三丁目一番四号	理事
平成二十四年五月二十二日	阿部 誠悦	柴田郡柴田町大字入間田字関本十五番地	理事
平成二十四年五月二十二日	玉槻 正夫	柴田郡柴田町大字船岡字砂田七十番地一	監事

平成二十四年五月二十二日	佐藤 利夫	柴田郡柴田町大字上川名字江坪十四番地	監事
平成二十四年五月二十二日	岡崎 静夫	柴田郡柴田町大字入間田字三本木百四十六番地	監事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十四年六月一日

一 入札に付する事項

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 業務名 平成二十四年度情報システム課リースパソコン賃貸借、導入設定及び保守業務
- 2 賃借機器の数量及び仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 契約期間 平成二十四年八月十六日から平成二十九年九月十五日まで
- 4 納入・設置場所 仕様書による。

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 4 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

5 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十四年六月二十二日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県震災復興・企画部情報システム課ネットワーク管理班（担当 庄子 拓臣 電話〇二二・二二一・二四七五）

3 入札説明書の交付期限

平成二十四年六月二十一日(木)午後五時まで

4 一般競争入札参加資格審査

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十四年六月二十九日(金)午後五時までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限

(一) システムを用いて入札する場合

イ 入札期間 平成二十四年七月九日(月)午前九時から平成二十四年七月十二日(木)午後五時まで

(二) 書面により入札書提出する場合

イ 日時 平成二十四年七月十二日(木)午後五時まで

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送により入札書提出する場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時まで(到達する)に提出する。

ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

6 開札の日時及び場所 平成二十四年七月十三日(金)午後一時

宮城県庁行政庁舎六階 震災復興・企画部会議室

四 入札に参加することができない者

1 一に定める資格を有しない者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十六号)第一条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、一月当たりの賃借料に契約期間月数を乗じた金額とすること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加えた金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)と

するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行うものである。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。

10 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

11 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item (s)/Service (s) Required : Lease, installation configuration and maintenance of Information System Division personal computers for the 2012 fiscal year (1:608).

2 Period of Contract : From August 16, 2012 to September 15, 2017.

3 Deadline to Submit Bid : July 12, 2012, 5 : 00 p.m.

4 Place and Time of Bid Selection : July 13, 2012, 2 p.m., Miyagi Prefectural Government-building, 6th Floor, Earthquake Disaster Restoration and Policy Planning Department Meeting Room

5 Contact : Takumi Syouji, Network Management Section, Information System Division, Earthquake Disaster Restoration and Policy Planning Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan, Tel.: 022-211-2475

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十四年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 災害廃棄物処理(東京都搬出)業務委託 コンテナ 十一万二千百八基 四万八千四百三十二トン

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 環境生活部震災廃棄物対策課 仙台市青

葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十四年三月二十六日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 財団法人東京都環境整備公社 東京都墨田区江東橋四丁目二十六番五号

五 契約金額 十二フィートコンテナ一基当たり六万三千円、六万五千六百二十五円、七万九千九百一十五円及び七万四千二十五円 一トン当たり一万四千五百円 コンテナ使用料一月当たり千七百三十二万五千円 管理費一ヶ月当たり千六十二万九千五百円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の二第二項第五号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十四年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 災害廃棄物処理施工管理業務(巨理名取ブロック(名取処理区))委託一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 環境生活部震災廃棄物対策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十四年三月二十七日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 社団法人東北建設協会 仙台市青葉区八幡一丁目四番十六号

五 契約金額 二億一千三百十五万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める施行令(平成七年十一月一日政令第三百七十二号)第十条第一項第一号及び二号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十四年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 災害廃棄物処理施工管理業務(巨理名取ブロック(岩沼処理区))委託一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 環境生活部震災廃棄物対策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十四年三月二十七日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 社団法人東北建設協会 仙台市青葉区八幡一丁目四番十六号

五 契約金額 二億一千三百十五万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める施行令(平成七年十一月一日政令第三百七十二号)第十条第一項第一号及び二号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十四年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 災害廃棄物処理施工管理業務(巨理名取ブロック(巨理処理区))委託一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 環境生活部震災廃棄物対策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十四年三月二十七日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 社団法人東北建設協会 仙台市青葉区八幡一丁目四番十六号

五 契約金額 二億一千三百十五万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める施行令(平成七年十一月一日政令第三百七十二号)第十条第一項第一号及び二号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十四年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 災害廃棄物処理施工管理業務(巨理名取ブロック(山元処理区))委託一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 環境生活部震災廃棄物対策課 仙台市青

葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十四年三月二十七日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 社団法人宮城県建設センター 仙台市青葉区

上杉一丁目一番二十号

五 契約金額 二億一千万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める

施行令(平成七年十一月一日政令第三百七十二号)第十条第一項第一号及び二号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十四年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 災害廃棄物処理施工管理業務(宮城東部ブロック)

委託一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 環境生活部震災廃棄物対策課 仙台市青

葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十四年三月二十七日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 社団法人東北建設協会 仙台市青葉区八幡一

丁目四番十六号

五 契約金額 二億一千万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める

施行令(平成七年十一月一日政令第三百七十二号)第十条第一項第一号及び二号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十四年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 災害廃棄物処理施工管理業務(石巻ブロック)委

託一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 環境生活部震災廃棄物対策課 仙台市青

葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十四年三月二十七日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 社団法人東北建設協会 仙台市青葉区八幡一

丁目四番十六号

五 契約金額 三億三千二百八十五万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める

施行令(平成七年十一月一日政令第三百七十二号)第十条第一項第一号及び二号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十四年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 災害廃棄物処理(その一)業務委託一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 環境生活部震災廃棄物対策課 仙台市青

葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十四年三月二十七日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 セイホク物流株式会社 石巻市重吉町一番地

七

五 契約金額 一億七千九百八十六万五千円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の

二第一項第五号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十四年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 災害廃棄物処理(その二)業務委託一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 環境生活部震災廃棄物対策課 仙台市青

葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十四年三月二十七日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 日本製紙木材株式会社 東京都千代田区一ツ

橋一丁目一番一号

- 五 契約金額 一億八千二百四十五万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方自治法施行令（昭和二十一年政令第十六号）第六百六十七条の二第一項第五号第三項

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第82号

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和56年法律第87号）第12条第3項の規程により指定した指定団体から、次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年6月1日

宮城県公安委員長 中村 孝也

変更後の名称	指定団体の名称
変更前の名称	公益社団法人 宮城県防犯協会連合会
	社団法人 宮城県防犯協会連合会